

「可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員会」の条例制定について

1. 設置主旨

可燃物処理施設の整備にあたっては、建設・運営一括発注方式を採用することとしており、事業者選定については、総合評価一般競争入札で行うことを予定している。このことから、可燃物処理施設整備及び運営に係る事業者の選定を公平かつ適正に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項^{*}の規定に基づき、本委員会を置くもの。

※地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

2. 委員会の構成

今後、整備・運営事業者選定の手続きを進めていくこととなるが、より専門性が求められ、また、法律的な観点も必要となることから以下の構成とする。

委員会の構成	人数
学識経験者	4名
関係行政機関の職員（副管理者）	1名
管理者が必要と認める者（弁護士）	1名
計	6名

3. 委員会の所掌事務

- (1) 建設工事発注仕様書・運営管理業務要求水準書の作成
- (2) 落札者選定基準の作成
- (3) 提出された技術提案書の内容精査
- (4) ヒアリングの実施（プレゼン及び質疑）
- (5) 提出された技術提案書等の評価（採点）
- (6) 最優秀提案者の決定